

令和7年4月30日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和6年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和6年度の初日から令和7年3月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

### 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外 輸入基準数量	下段:協定対象外 輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	100 トン	73 トン	27 トン
		100 トン	73 トン	27 トン
3	クリーム	66 トン	44 トン	22 トン
		40 トン	17 トン	23 トン
4	粉乳類	22,479 トン	33,008 トン	超過済
		19,052 トン	24,878 トン	超過済
5	無糖れん乳	1,995 トン	1,480 トン	515 トン
		1,996 トン	1,480 トン	516 トン
6	加糖れん乳	30 トン	151 トン	超過済
		30 トン	21 トン	9 トン
7	ヨーグルト	13 トン	12 トン	1 トン
		13 トン	12 トン	1 トン
8	バターミルク	18 トン	25 トン	超過済
		18 トン	25 トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,824 トン	51,807 トン	1,017 トン
		43,262 トン	38,574 トン	4,688 トン
10	その他の乳製品	11,718 トン	9,620 トン	2,098 トン
		5,441 トン	4,025 トン	1,416 トン
11	バター	15,620 トン	17,935 トン	超過済
		12,207 トン	14,119 トン	超過済
12	豆類	74,764 トン	66,970 トン	7,794 トン
		33,610 トン	31,992 トン	1,618 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,432,032 トン	5,183,056 トン	248,976 トン
		5,028,748 トン	4,860,065 トン	168,683 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,479 トン	1,164,023 トン	102,456 トン
		171,683 トン	144,143 トン	27,540 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,007,980 トン	727,002 トン	280,978 トン
		1,007,980 トン	727,002 トン	280,978 トン
15	コーンスターチ	3,540 トン	3,600 トン	超過済
		3,465 トン	3,217 トン	248 トン
16	ばれいしょでん粉	9,535 トン	17,685 トン	超過済
		8,521 トン	14,034 トン	超過済
17	マニオカでん粉	156,823 トン	112,384 トン	44,439 トン
		156,113 トン	111,245 トン	44,868 トン
18	サゴでん粉	20,008 トン	16,765 トン	3,243 トン
		7,223 トン	16,765 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,601 トン	1,812 トン	超過済
		1,458 トン	1,631 トン	超過済
20	イヌリン	3,131 トン	1,996 トン	1,135 トン
		72 トン	80 トン	超過済
21	落花生	32,326 トン	31,746 トン	580 トン
		18,405 トン	18,522 トン	超過済
22	こんにゃく芋	189 トン	26 トン	163 トン
		189 トン	26 トン	163 トン
23	ミルク調製品	9,208 トン	9,449 トン	超過済
		2,553 トン	2,158 トン	395 トン
24	でん粉調製品	667 トン	1,761 トン	超過済
		469 トン	863 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,765 トン	3,160 トン	1,605 トン
		1,788 トン	1,279 トン	509 トン
27	調製食用脂	17,432 トン	12,967 トン	4,465 トン
		1,942 トン	1,400 トン	542 トン
28	繭	2.0 トン	1.4 トン	0.6 トン
		2.0 トン	1.4 トン	0.6 トン
29	生糸	242 トン	153 トン	89 トン
		242 トン	153 トン	89 トン

#### 【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。